

はちのへ食文化博覧会総合運營業務委託仕様書

1 事業名

はちのへ食文化博覧会総合運營業務

2 事業のコンセプト

学びと食の融合／八戸ならではの食文化に触れ、新しい食体験を楽しむ

3 目的

本事業は、八戸ならではの食文化を「学び」や「異分野（アート・工芸等）」と掛け合わせ、五感で味わう新しい食体験として発信することで、「食のまち・八戸」ブランドの確立及び観光による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

また、市内各地で実施される食文化関連プログラムを集約し、「はちのへ食文化博覧会」として情報発信するとともに、中核事業であるワールドシーフードウォークを実施し、市民参加及び観光誘客につなげるものである。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、博覧会の開始時期については11月を目安とし、上記契約期間内で、別途受託者と協議により決定する。

5 八戸食文化会議の位置付け

本事業は、八戸市が別途設置する「八戸食文化会議（WG含む）」が決定する食文化施策の方向性を踏まえ実施するものである。

「八戸食文化会議」は、「食のまち・八戸」の推進に向け、食文化資源の掘り起こし、食文化プログラムのとりまとめ及び博覧会全体の基本方針について、協議を行う機関として位置付ける。

受託者は、八戸食文化会議WGに出席し、会議での意見を参考に事業を実施すること。

6 事業概要

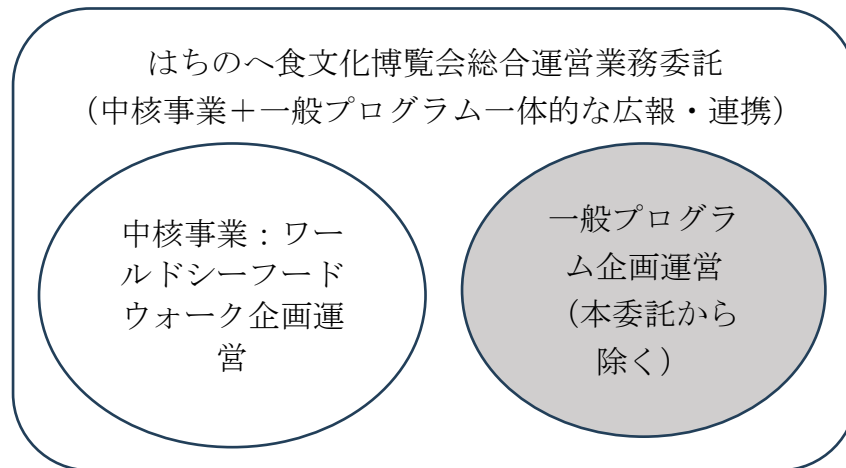
本事業は、八戸市が設置する「八戸食文化会議」において、収集・整理される一般プログラムと、受託者が企画運営する中核事業「ワールドシーフードウォーク」を連動させ、「はちのへ食文化博覧会」として一体的に展開するものである。

6.1 博覧会の構造

本博覧会は、次の2層構造により実施する。

- (1) 中核事業（本委託業務）：受託者が企画運営を行う「ワールドシーフードウォーク」
- (2) 一般プログラム（本委託業務外）：八戸食文化会議又はプログラム実施主

体により企画・実施される食文化関連プログラム
(構造イメージ 白い部分が本業務委託内)



6.2 博覧会プログラムの基本構成

- 本博覧会は、「食のまち・八戸」の魅力を多面的に発信するため、食を中心に、歴史・文化、アート・工芸、産業、食材・産品などの多様な分野との関わりを意識しながら展開するものとする。
- ワールドシーフードウォークは、本委託業務において受託者が企画運営する主要プログラムとする。
- ワールドシーフードウォーク以外の一般プログラムについては、市、八戸食文化会議又は各実施主体により企画・実施されるものであり、受託者は、当該プログラムの情報収集、とりまとめ、広報及び連絡調整を行うものとする。
- なお、本業務において受託者に新たな食文化プログラムの造成を求めるものではない。

7 中核事業：ワールドシーフードウォーク

受託者は、八戸市内の海鮮文化をテーマとした回遊型食文化イベント「ワールドシーフードウォーク」を企画・実施するものとする。

本イベントは、市内飲食店によるシーフードメニューの提供、エリア回遊企画等を組み合わせ、来場者が「食べて・学んで・巡る」体験を通じて八戸の魚食文化を楽しむイベントとして実施する。

7.1 開催概要

○開催期間

2週間程度（11月～）

○主会場

市内全域（詳細は、受託者の提案を踏まえ市と協議のうえ決定する）

○参加店舗

20店舗程度

7.2 業務内容

受託者は、ワールドシーフードウォークの実施にあたり、次に掲げる事項について企画及び運営を行うものとする。

なお、具体的な実施手法については、スタンプラリー、周遊企画、参加特典の付与その他受託者の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。

- ・ 参加店舗の募集及び調整方法（参加店舗は目標20店舗とする）
- ・ 食べ歩き企画の実施手法
- ・ 参加者の回遊を促進する導線設計
- ・ 受付及び運営体制
- ・ 来場者の参加促進・情報拡散施策につながる企画
- ・ その他事業効果の向上に資する取組

7.3 実施にあたっての留意事項

受託者は、イベントの実施にあたり、参加店舗及び関係団体との連携を図り、市内の回遊性向上及び来場者の利便性向上に配慮するものとする。

8 一般プログラムとの連携・広報事業

受託者は、一般プログラムについて、博覧会全体の一体感及び回遊性向上を図るため、次の業務を行うものとする。

- (1) 一般プログラム情報のとりまとめ及び掲載調整（一般プログラムは30～50件程度を想定しているが、件数を保証するものではない）
- (2) 一般プログラム実施主体との連絡調整
- (3) 一般プログラムを含めた博覧会全体としての広報及び情報発信
- (4) 公式サイト、SNS その他広報媒体を活用した周知方法の企画及び実施
- (5) 一般プログラムの回遊性及び一体感を高める広報手法の提案及び実施

また、市から提供される情報を基に掲載調整を行い、不足又は確認を要する事項がある場合は、市及び各プログラム実施主体と調整を行うものとし、市及び八戸食文化会議が必要に応じて支援を行うものとする。

9 全体業務

9.1 広報・情報発信業務

受託者は、本博覧会全体の認知向上、参加促進及び回遊性向上を図るため、広報及び情報発信を実施するものとする。

なお、具体的な広報手法については、受託者の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。

- (1) 博覧会公式サイトの構築・運営

公式サイトには、各プログラムの名称、開催日時、会場、内容、参加方法、申込方法、料金、問い合わせ先等を掲載できる仕様とする。

※参加申込受付機能は不要

- ・ カレンダー機能及びマップ機能を有すること
- ・ ワールドシーフードウォーク及び一般プログラムを掲載すること

- ・ スマートフォンでの閲覧に対応すること

(2) SNS 発信

- ・ 博覧会公式 SNS の開設・運用
- ・ 各種プログラムの実施情報、参加募集、開催状況等の情報発信
- ・ 写真又は動画等を活用した広報

(3) 広報物チラシ制作

- ・ ちらし、ポスター、その他広報物の製作
- ・ 各プログラムの情報を掲載した広報展開
広報物の種類、部数、規格、配布方法については、受託者の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定する。

(4) 食のロゴを活用した広報展開

- ・ 市が提供する食のまち・八戸ロゴマークを活用した広報を行うこと

9.2 参加者アンケート等の実施

受託者は、本事業の効果検証及び今後の事業改善に活用するため、来場者、参加者その他関係者に対するアンケート調査その他必要な調査を実施するものとする。

調査項目については、参加者満足度、来場目的、参加プログラム、情報取得手段その他市が必要と認める事項を基本とし、具体的な内容については、市と協議のうえ決定するものとする。

また、受託者は、調査結果を集計及び分析のうえ、実績報告書として提出するものとする。

9.3 効果測定

- ・ 来場者数（博覧会全体及びワールドシーフードウォーク参加者）
- ・ 参加店舗数及び掲載プログラム数
- ・ SNS 投稿数、閲覧数、その他投稿実績
- ・ アンケート結果その他参加者満足度が分かる調査結果
- ・ その他市が必要と認める事項
などの分析

9.4 進捗管理

受託者は、業務の進捗管理を行い、市へ定期的に報告するものとする。

また、事業終了後には実績報告書を提出するものとする。

9.5 安全管理

受託者は、本業務の実施にあたり、参加者、関係者及び来場者の安全確保を最優先とし、事故防止及び安全管理に十分配慮するものとする。

主な対応事項は次のとおりとする。

- (1) イベント実施に係る安全管理体制の構築
- (2) 会場及び回遊動線における転倒事故、混雑等の事故防止対策

(3) 来場者の誘導及び混雑緩和のための運営体制の整備

(4) 荒天、災害その他の緊急時における来場者への対応

(5) 食品提供を伴う企画における衛生管理

(6) 事故又はトラブルが発生した場合の初期対応及び速やかな市への報告

また、受託者は、必要に応じて警備体制の整備、保険加入その他安全確保のための措置を講じるものとする。

10 スケジュール

10.1 公募から契約まで

項目	日程	備考
公告・公募開始	8月24日（月）	
質問受付期間	8月24日（月）～8月31日（月）	
質問回答公表	9月3日（木）	
参加申込書等提出締切	9月7日（月）	
参加資格確認結果通知	9月9日（水）	提案依頼通知含む
企画提案書提出締切	9月16日（水）	
書面審査	～9月18日（金）	
受託候補者決定	9月24日（木）	結果通知・公表
契約協議・契約締結	9月24日（木）以降	

10.2 契約後（参考に示すものであり、市と協議の上変更可）

時期	主な業務内容
令和8年9月下旬	契約締結・実施計画に係る市との協議
令和8年9月下旬	八戸食文化会議WG（市主催）
令和8年10月上旬	ワールドシーフードウォーク参加店舗募集・一般プログラム情報収集
令和8年10月中旬	参加店舗確定
令和8年11月上旬～中旬	公式サイト構築・公開 チラシ・ポスター等広報物制作
令和8年11月中	八戸食文化会議WG（市主催）
令和8年11月～12月	はちのへ食文化博覧会・ワールドシーフードウォーク開催
令和9年1月	実績集計
令和9年2月	実績報告書作成・成果物提出・完了

11 成果物

- ・ 博覧会実施計画書・博覧会広報物データ・参加店舗一覧
- ・ 来場者数集計・イベント実施記録写真・参加者アンケート等及び効果測定結果
- ・ 事業実施報告書

12 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に

関する法令及び市の関係規程を遵守し、適正に管理するものとする。

受託者は、業務の遂行により知り得た個人情報をも本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務の履行に関して知り得た情報については、契約期間終了後も同様とする。

13 再委託の取扱い

受託者は、本業務の実施にあたり、公式サイト構築、広報物制作等の本業務の一部について、第三者に委託することができる。

この場合において、再委託を行う業務の範囲、再委託先及び個人情報の取扱方法については、あらかじめ市と協議し、承認を得るものとする。

なお、再委託を行った場合においても、本業務の履行に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

14 成果物の帰属（著作権）

本業務により作成された成果物（企画提案書を除く）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、すべて市に帰属するものとする。

15 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ定める。